

久保田かずえ町議は2014年9月議会で、石木ダム建設問題と、寡婦控除のみなし摘要について一般質問をしました。

「河川改修すれば洪水は解消される」と言う県 石木ダムの必要はありません

久保田かずえ町議

長崎県と佐世保市は9月5日、石木川に建設を強行しようとしている石木ダム問題について、ついに反対地権者の土地の強制収用を可能にする裁決申請を県収用委員会におこなった。

今回は、13戸の地権者の内4戸の地権者の農地が対象になっている。しかし、その先には13世帯60人もの人々が生活しておられる土地がある。反対地権者の方たちは、昨年の事業認定における虚偽の水需要予測に基づいた告示、税金の無駄づかいに繋がる付け替え道路工事



久保田かずえ町議

中絶への地権者や、支援者の行動に対して行われた仮処分、今回の裁決申請、戦後の民主主義のなかで行われた数々の暴挙に対して、反対地権者の方々の「ふるさとを守りたい、住み続けたい」と言う意思はますます強まったと言えらる。そこで、次の点について町長に尋ねる。

①8月26日の3者協議において強制収用に繋がる裁決申請の手続きに入ると表明された時、町長は「強制収用は避けてもらいたい」と述べられた。

今回は、4世帯の地権者の農地が対象となっているが、その先には13世帯の土地と家屋が待っています。強制収用は避けてもらいたいと言う考えはこれからも貫いていけるのか。

町長 裁決申請期限までの限られた期間の中で、地権者の方々の十分な話し合いができなかった。川棚町としては、申請後も話し合いによる解決をしていただくよう要望したところだ。これからも話し合いでの解決を望んでいることに変わりはない。

久保田町議

8月4日、反対地権者の方々は建設事業に関して、県と佐世保市が土地収用法の規定により、土地調査、物件調査の作成で川棚町長の立ちあい及び署名を求めた場合に、これを拒否し、収用裁決申請の手続きは進めない働きかけを要請された。

その際、町長の答弁は「地権者の代理で署名押印をするものではない。書類に不備がないか確認するものであって不備がなければ署名する」と言われた。不備がなかったから署名をされたのだと思いますが、立木の一本一本、果物の木一本一本まで確認の上で署名押印され

たのか。

町長

当該事務についてそこまでの確認は求められていない。

久保田町議

不備がなかったと言うことで署名をしたと言うことだが、署名をしたことで県の収用委員会が受理をしたわけだからこれは重要なことと思う。署名をしたことにより強制収用の手続きを一步進めてしまった。言葉では、「代執行はしてほしくない」と言われているが、結局は進める手助けをされたと思う。署名をしたことについての責任は大きいと思う。

②町長は「治水対策のため安心、安全の町づくりのためダムは必要」と表明された。ダムの治水機能には本質的な欠陥があると言われている。

一、一定規模の大雨、洪水にしか対応できない。ダムの計画を上回る洪水には調整機能を失う。



棚田に干された稲

二、ダムが受け止める流域外の降雨による洪水には機能せず、効果が不確定である。

三、ダムには土砂が堆積することで調整機能が減少し、機能が劣化する

これらの理由からダムは洪水の柱にはならない。石木ダムができて川棚川流域の有効な洪水対策にはならないと専門家はおっしゃっている。

本当にダムで災害が防げるか根拠を尋ねる。

町長

石木ダム事業の必要性や公益性が認められた事により事業認定の告示がされた。このことにより、治水対策についても認められたと認識している。

久保田町議

石木ダムの貯水池の容量は548万トン、計画によると、百年に一度あるかないかの1時間雨量110ミリ、24時間雨量400ミリの雨が降ると川棚川下流では1400トンの大洪水が発生する。川棚川下流域は1130トンしか流下能力がなくこの差、270トンが調整できない。

(ウラに続く)